

基本目標	テーマ	施策	報告書 ページ	子ども・子育て支援事業計画			留意事項
				必須	任意	それ以外	
《基本目標Ⅰ》 子育てを支える 地域をつくる ために	1. 子ども家庭支援センターと子育て総合支援センター(こころの森)の機能充実	(1)子育てに関する総合的な窓口機能の整備	P1	○			相談件数の増加と相談内容の多様化、複雑化に伴い、問題解決が困難なケース、特に日々状況が変化するケースに関して、タイムリーに情報交換ができるよう整備する必要がある。
		(2)子育て支援の中核的機能の充実	P2	○			相談件数の増加と相談内容の多様化、複雑化に伴い、問題解決が困難なケースに関する個別ケース検討会議の開催や、個々のケースワーカーの情報交換ができるよう整備する必要がある。
		(3)子育て総合支援センター(こころの森)の充実	P3	○			子育てを一段落された方や、子育てで大変な思いをしたお母さんたちは、経験や知恵、母の気持ちに寄り添うなど様々な力を持っている方がたくさんいるので、その方たちを含めた人材養成を図って、こころの森に人を集めるだけでなく、育成した人材が地域で子育て支援を行うスタッフとして活用できるようにする。
	2. 子育て関連情報の提供	(1)子育て関連情報の一元管理	P4~5			○	
		(2)ネットワーク化の推進	P6~9			○	
		(3)情報提供・内容の充実	P10~12			○	
	3. 子育てひろば事業の展開	(1)多様な子育てひろばの充実	P13	○			子育てひろば事業と地域で開催しているひろばとの情報交換は定着してきたが、各保育所での地域支援事業、児童課で実施しているおひさま広場については、情報交換の場が持たれていない。平成25年度よりエリア事業が子ども総務課に統合されることから、常設の「ひろば事業」以外の、児童クラブの空き時間を利用した「おひさま広場」、各保育所での地域支援としてのひろば等、多様な「ひろば事業」の連携等もエリア事業と絡めていきたい。
	4. 子育てサークル等への活動支援	(1)子育てサークル等の連携支援	P14~15			○	
		(2)子育てサークルや自主保育等との協働	P16			○	
	5. ファミリー・サポート・センターの円滑な運営と活用	(1)円滑な運営体制の確立	P17~18	○			単なる子どもの預かりや送迎だけではなく、要支援家庭への見守りや、障害児の援助といったケースもあるため、ファミリー・サポート・センター事業の役割は大きく、活動を担う提供会員の資質が問われる。資質向上のため、決められた研修以外にも、活動(依頼内容)や社会情勢等にあった研修内容等を提供していく必要がある。ステップアップ、フォローアップ研修については、活動(依頼内容)や提供会員の要望を取り入れた事例研修会などを開催していく。
			P19~21	○			ファミリー・サポート・センター事業を更に周知し、活用いただけるよう同じような活動を行っている市内の民間の保育サービス事業者(シルバー人材センター・どんまいままと)と、お互いを補完できるような仕組みを検討する。
	《基本目標Ⅱ》 母性及び乳幼児の健康を守るために	1. 妊娠・出産・育児に対する支援	(1)妊婦健診の充実	P22	○		
(2)知識の普及と啓発			P23~27			○	
(3)育児不安の軽減			P28~30	○			母子保健法に定めのある母子健康手帳の交付、妊婦健診、乳幼児健診や保健指導等の機会を捉え、また地域の子育てを支援する資源と連携を図りながら、妊娠～出産～育児へと切れ目のない支援を行って行く必要がある。
(4)仲間づくりの推進			P31~33			○	
2. 健やかな発育・発達への支援		(1)乳幼児健診の充実	P34			○	
		(2)歯科検診の推進	P35~36			○	
		(3)保健・健康情報の管理	P37			○	
3. 小児医療の充実		(1)小児医療体制の確保	P38~43			○	

基本目標	テーマ	施策	報告書 ページ	子ども・子育て支援事業計画			留意事項	
				必須	任意	それ以外		
《基本目標Ⅲ》 安心して子育てをするために	1. 保育サービスの充実	(1)多様な保育の推進及び待機児の解消	P44～48	○			P44「相談体制の充実(保育所への入所ニーズへの正確な把握に努め、待機児対策を推進)」:入所ニーズを把握し、保育実施基準の見直し等を行っていく。 P45「認可保育所の新設」:認可保育所の整備を精力的に支援することにより、待機児童を大幅に減少(H24年195名→H25年81名)しましたが、引き続き待機児童の解消を図っていく。 P46「認証保育所・認可外保育所」・P47「家庭福祉員」:子ども・子育て支援新制度に対応するために、施設に対する移行支援を行う。 P48「認定こども園」:私立幼稚園に対し、認定こども園への移行(幼保連携型、幼稚園型等)を働きかける。	
		(2)サービス供給体制の充実	P49～56	○			P49「通常保育事業(状況に応じ、定員の弾力的運用を図るとともに、本市の財政も考慮した待機児対策を検討)」:待機児童の状況、保育園内の職員体制等を踏まえ、弾力的運用について検討を行う。 P50「障害児保育事業」:認可保育所の新設等により、障害児保育の受入数の拡大を行ってきたが、今後更なる受入数の拡大には職員体制の確保なども課題である。 P51「延長保育(13時間保育)事業」:実施している園(第六保育園)での利用希望者も増加傾向にあり、職員体制の確保等の対応を検討する。児童の健全育成の観点も考慮する必要もある。 P52「休日保育事業」:利用者ニーズの把握、職員体制の確保や効率的な運営が課題である。 P53「夜間保育事業」:職員体制の確保が困難であるとともに、他の施策(待機児童解消等)を優先させる必要がある。 P54「一時保育事業」:平成25年4月から実施園が7園となったことから、今後の同事業の拡大は利用者ニーズを踏まえ、慎重に検討する必要がある。 P55「年末保育事業」:認可保育所に在園している児童を対象に、1園(第一保育園)のみで実施している。 P56「第三者評価制度の推進」:予算の範囲内での受審であり、受審できる園数が限られる。	
	2. 地域における子育て支援サービスの充実	(1)居宅における子育て支援サービスの充実		P57～60	○			P57「乳幼児健康支援一時預かり(派遣型)事業(病後児保育)」:施設型の病児・病後児保育事業を整備することから、派遣型の事業については当面実施しない。 P58育児支援ヘルパーについては、急なキャンセルや父母の意見相違等により、委託業者の調整が難しい。 P59「訪問型一時保育」:職員体制の確保が困難であるとともに、他の施策(待機児童解消等)との優先度を含め、本事業の実施を見送った。 P60養育家庭体験発表会については、東京都との連携事業であり、関心を持たれにくく、今後、周知等工夫が必要である。
			(2)施設における子育て支援サービスの充実	P61～68	○			P61「認可保育所の子どて支援事業の推進」:子育て支援事業の情報を在宅で育児している保護者へ効果的に発信することが課題である。 P62子どもショートステイについては、出産での利用が多いため、年間利用日数の予測が難しい。3市共同で事業委託をしていることから、連携を図っていく必要がある。 P63「トワイライトステイ事業」:職員体制の確保が困難であるとともに、他の施策(待機児童解消等)との優先度を含め、本事業の実施を見送った。 P64「乳幼児健康支援一時預かり(施設型)事業(病後児保育)」:平成25年秋に施設型の病児・病後児保育施設を整備することになっている。保護者のニーズはあるものの、実際の利用者数の予測が困難である。 P65「特定保育事業」:職員体制の確保が困難であるとともに、他の施策(待機児童解消等)との優先度を含め、本事業の実施を見送った。 P67「幼稚園の預かり保育との連携」:幼稚園の預かり保育を充実・発展するよう推進するとともに、認定こども園への移行を引き続き働きかける。 P68利用人数により事業者の事業経費負担が左右されるため、安定的、継続的な事業実施ができるよう時間延長を本格実施するとともに、今後も利用者ニーズを把握しながら進めていく。また、乳幼児健診等でチラシ配布などの事業周知も強化していく。
		(3)ひとり親家庭の支援	P69～70		○			
		(4)障害児施策の充実	P71～73		○			
		(5)子育てにおける経済的支援等	P74～76			○		
	3. 子育て意識の啓発	(1)家庭・職場・地域における意識啓発		P77～82		○		
		(2)権利や義務に関する意識啓発の推進・充実		P83			○	

基本目標	テーマ	施策	報告書 ページ	子ども・子育て支援事業計画			留意事項	
				必須	任意	それ以外		
《基本目標Ⅳ》 豊かな子ども 時代を過ごす ために	1. 生きる力・豊かな情操 や考える力を育てる読書 活動の推進	(1) 読書推進のための人的体 制の充実	P84～85			○	P100保育対象が小学6年生迄拡大することに伴い受入人数の 拡大がどの程度になるのか、11月15日に締切・回収したニー ズ調査、補足調査の解析待ち。今後施設面、職員の増員、高 学年向け保育内容について対応してゆくこととなる。	
		(2) 年代や生活環境に合わせ た読書活動の推進	P86～89			○		
	2. いきいきと遊べる場 所づくりと居場所づくり	(1) 公園等の活用による屋外遊 び場確保	P90			○		
		(2) 児童館事業の充実	P91～95			○		
		(3) 地域の施設の活用	P96～99			○		
	3. 放課後における児童 の育成	(1) 放課後児童対策の充実	P100～101	○				
	4. 自ら学ぶ力の育成	(1) 体験等を通じて子どもが自 ら学ぶことへの支援	P102～107			○		
5. 家庭や地域における 教育力の向上	(1) 家庭や地域の教育力向上 に向けた支援	P108～111			○			
《基本目標Ⅴ》 思いやりの心 や生命を大切 にし、自分らし く成長するた めに	1. 子ども自らが考え、参 加できる機会の充実	(1) 子どもが参加できる土壌づ くり	P112～114			○		
		2. 「いのちとこころの教 育」の推進	(1) 人権教育の推進・充実	P115				○
	(2) 「いのちの教育」「こころ の教育」の推進・充実		P116			○		
	3. 生きる力を育成する ための教育環境の充実	(1) 生きる力や確かな学力を育 むための学校教育の充実・推 進	P117～118			○		
		(2) 幼児教育に対する関係者 間の交流推進	P119～121			○		
		(3) 研修等の充実	P122		○			
		(4) 子育ての意義や大切さを学 ぶ機会の推進・充実	P123			○		
		(5) 特別支援教育の推進・充実	P124～125		○			
	4. 食育の普及・推進	(6) 思春期保健に関する学習 機会の推進・充実	P126～129			○		
		(1) 乳幼児期からの食習慣の 定義	P130～134			○		
(2) 食に関する学習機会の提 供			P135～136			○		
《基本目標Ⅵ》 子どもの生命 を守るために	1. 虐待防止活動の強化	(1) 児童虐待防止ネットワーク の形成	P137～138	○			関係機関の連携協力により、虐待の認識をさらに深める場を 拡充していくとともに、役割分担と確実な内容の情報提供を行 う必要がある。	
		(2) 保健事業と連携した取組の 強化	P139		○			
	2. 子どもを事故・災害か ら守る	(1) 交通安全教育の推進	P140			○		
		(2) 事故・災害時等の対応策と しての取組の強化	P141			○		
	3. 子どもを犯罪から守 る	(1) 犯罪防止のための啓発活 動	P142			○		
		(2) 青少年非行防止の活動	P143～144			○		
		(3) 学校等における安全対策 の推進	P145～146			○		
		(4) 地域における安全対策の 推進	P147～149			○		
	《基本目標Ⅶ》 行動計画を推 進するために	1. 円卓会議構想	(1) 子どもに関わる関係者・市 民・行政・事業者の連携	P150			○	
			(2) エリア内における関係者の 重層的連携組織の形成	P151			○	
2. 行動計画の進捗管理		(1) 進捗管理の仕組みづくり	P152～154			-		